

令和 3 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

| | | | |
|---|---------------------------|-------|-----|
| 1 | 監 査 の 種 類 | | 1 頁 |
| 2 | 監 査 の 対 象 及 び 実 施 日 | | 1 頁 |
| 3 | 監 査 の 範 囲 | | 1 頁 |
| 4 | 監 査 の 着 眼 点 | | 2 頁 |
| 5 | 監 査 の 実 施 内 容 | | 2 頁 |
| 6 | 監 査 の 結 果 | | 2 頁 |
| | (1) 財政援助団体に対する監査 | | 2 頁 |
| | ア 公益社団法人 伊勢市観光協会 | | 2 頁 |
| | イ まちづくり協議会 | | 3 頁 |
| | ○沼木まちづくり協議会 | | |
| | ○明倫地区まちづくり協議会 | | |
| | ○神社地区まちづくり協議会 | | |
| | ○修道まちづくり会 | | |
| | (2) 公の施設の指定管理者に対する監査 | | 4 頁 |
| | ア 認定特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家 | | 4 頁 |
| 7 | む す び | | 5 頁 |

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和4年3月29日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 吉井 詩子

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象及び実施日

(1) 財政援助団体に対する監査

| 実施日等 | 対 象 団 体 | 所 管 課 |
|-----------|----------------|-------------------------|
| 令和4年2月15日 | 公益社団法人 伊勢市観光協会 | 観光振興課 観光誘客課 スポーツ課 |
| 書面監査 | 沼木まちづくり協議会 | 市民交流課 |
| | 明倫地区まちづくり協議会 | |
| | 神社地区まちづくり協議会 | |
| | 修道まちづくり会 | |

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

| 実施日 | 対 象 団 体 （ 施 設 名 ） | 所 管 課 |
|-----------|---|-----------|
| 令和4年2月18日 | 認定特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家 (伊勢市障害児放課後等支援施設フレンズ) | 高齢・障がい福祉課 |

3 監査の範囲

令和2年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体に対する監査

負担金等の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか、交付の目的どおりに事業が実施され効果をあげているか、負担金等は交付条件に従って適正に執行されているか、出納関係諸帳票、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか、協定書等には必要事項が適切に記載されているか、施設は協定等に基づき適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか、利用料金の収納や費用の支出等の会計事務は適正に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

また、まちづくり協議会については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 財政援助団体に対する監査

ア 公益社団法人 伊勢市観光協会

(ア) 事業の内容

(単位：円)

| 事業名 | 科目 | 金額 | 事業の目的 |
|--------------------|-----|------------|----------------------------|
| 観光協会運営事業負担金 外 24 件 | 負担金 | 96,147,383 | 観光協会の財政基盤の安定、独自性豊かな事業の実施ほか |

(イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該負担金に係る出納その他の事務の執行は、交付の目的どおりに行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

- ① 市が主導し事業費の100%を負担している事業がある。こうした事業のなかには、委託事業とすることが適当なものがあると考え。費用対効果も含め、事業の内容に応じて、適切に執行するよう、整理していただきたい。

イ まちづくり協議会

(ア) 事業の内容

○沼木まちづくり協議会

(単位：円)

| 事業名及び項目 | | 科 目 | 金 額 | 事業の目的 |
|----------|------------|-----|-----------|---|
| 地域自治推進事業 | | | | |
| 項目 | 事務運営費 | 交付金 | 1,800,000 | まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。 |
| | 活動事業費（基本額） | | 900,000 | |
| 合 計 | | | 2,700,000 | |

○明倫地区まちづくり協議会

(単位：円)

| 事業名及び項目 | | 科 目 | 金 額 | 事業の目的 |
|----------|----------------------|-----|------------|---|
| 地域自治推進事業 | | | | |
| 項目 | 事務運営費 | 交付金 | 2,361,085 | まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。 |
| | 活動事業費 （基本額及び世帯割額） | | 2,655,127 | |
| | 広報紙配布等協力金 | | 7,147,600 | |
| 合 計 | | | 12,163,812 | |

※当初交付された、事務運営費 2,400,000 円、活動事業費 3,334,200 円のうち、収支決算の余剰金 717,988 円は市へ返還されている。

○神社地区まちづくり協議会

(単位：円)

| 事業名及び項目 | | 科 目 | 金 額 | 事業の目的 |
|----------|------------|-----|-----------|---|
| 地域自治推進事業 | | | | |
| 項目 | 事務運営費 | 交付金 | 1,800,000 | まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。 |
| | 活動事業費（基本額） | | 705,365 | |
| 合 計 | | | 2,505,365 | |

※当初交付された、活動事業費 1,000,000 円のうち、収支決算の余剰金 294,635 円は市へ返還されている。

○修道まちづくり会

(単位：円)

| 事業名及び項目 | | 科目 | 金額 | 事業の目的 |
|----------|----------------------|-----|------------|---|
| 地域自治推進事業 | | | | |
| 項目 | 事務運営費 | 交付金 | 1,800,000 | まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。 |
| | 活動事業費 (基本額及び世帯割額) | | 3,601,600 | |
| | 広報紙配布等協力金 | | 6,672,800 | |
| 合計 | | | 12,074,400 | |

(イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該交付金に係る出納その他の事務の執行は、交付の目的どおりに行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

- ① 交付金が目的どおりを活用されているか、実績報告書及び決算書等を経理関係書類により十分に照査し、適切に指導していただきたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア 認定特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家

(ア) 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市障害児放課後等支援施設フレンズ

指定期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 16,809,000円（消費税込）

令和2年度分 5,603,000円（消費税込）

(イ) 事業実績について

収支計算書（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

〈認定特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家 分〉

(消費税込、単位：円)

| 支出の部 | | 収入の部 | |
|-------------|-------------------|------------|-------------------|
| 科目 | 決算額 | 科目 | 決算額 |
| 人件費 | 9,669,420 | 指定管理料 | 5,603,000 |
| 需用費 | 717,631 | 個別給付費 | 5,524,012 |
| 役務費 | 207,116 | 利用者負担 | 344,658 |
| 委託料 | 149,427 | 雑収入 | 101,819 |
| 使用料及び賃借料 | 157,747 | | |
| その他 | 687,490 | | |
| 支出計 | 11,588,831 | 収入計 | 11,573,489 |
| 収支差額 | | | △15,342 |

(ウ) 所見

監査の対象とした指定管理者の当該施設の運営管理は、委託の目的どおりに行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 障害児放課後等支援施設条例施行規則に定められた苦情受付窓口の設置について、仕様書に定めがない。実際には苦情受付窓口は設置されているものの、規則に従った仕様とされたい。
- ② 指定管理業務が協定書及び仕様書に沿って実施されているか、十分に確認されていない。施設の運営、諸規定の整備や出納事務等の実施状況を確実に把握し、必要に応じて、指定管理者に対して適切に指導されたい。

【認定特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家】

意見

- ① 市に提出された収支予算書と収支決算書とで、収入及び支出項目のまとめ方が異なっている。予算と決算を対比できるよう、項目を統一する等、様式を整理していただきたい。
- ② 銀行口座や経理簿が、他の事業と分けられていない。仕様書で求めるとおり、当該事業に係る収支の内容を容易に確認できるよう、工夫していただきたい。

7 む す び

負担金等の支出にあたっては、当該事業が目的どおりに行われているか、施設の管理が協定書等に沿って適切に行われているかを確認することはもとより、事業の成果についても十分に検証していただきたい。